

# 令和 5 年度事業報告書

令和 6 年 6 月 2 5 日

一般財団法人肥料経済研究所

## 1. 事業の目的・概要

本法人は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和 4 年法律第 43 号。以下「法」という。）第 31 条第 1 項の規定に基づく肥料に係る安定供給確保支援法人として、法第 34 条第 2 項の規定に基づき農林水産大臣より交付される補助金をもって安定供給確保支援法人基金を設け、適正な運用管理を行うとともに、法第 9 条第 1 項の規定に基づき供給確保計画に係る農林水産大臣の認定を受けて肥料及び肥料原料（以下「肥料等」という。）の安定供給確保に取り組む事業者（以下、「認定供給確保事業者」という。）に対する助成金の交付、肥料等の安定供給確保に関する情報の収集等を通じて、肥料原料の国際価格や原料供給国の政情等に大きな変動があった場合も肥料を安定的に供給し得る体制を構築することにより、肥料のサプライチェーンの強靱化を図ることを目的として安定供給確保支援業務を実施するものとする。

## 2. 事業の内容・方法

本法人は、法、特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針（令和 4 年 9 月 30 日閣議決定）、肥料に係る安定供給確保を図るための取組方針（令和 4 年 12 月 28 日農林水産大臣公表）、肥料の安定供給確保を図るための供給確保支援実施基準（令和 5 年 2 月 15 日内閣総理大臣及び農林水産大臣公表）、肥料原料備蓄対策事業費補助金交付等要綱（令和 5 年 2 月 15 日付け 4 農産第 4523 号農林水産事務次官依命通知）及び安定供給確保支援業務規程（令和 5 年 3 月 8 日付け一般財団法人肥料経済研究所制定）等に基づき、安定供給確保支援業務として令和 5 年度については、次の(1)から(3)を実施した。

### (1) 認定供給確保事業者が認定供給確保事業を行うために必要な資金に充てるための助成金の交付及びそれに附帯する業務

令和 5 年度においては、4 月 21 日に農林水産大臣から交付決定を受けた肥料原料備蓄対策事業費補助金 99,913,000 円について、5 月 22 日に農林中央金庫にて基金造成を完了した。また、同日付けで農林水産大臣宛てに実績報告書を提出し、5 月 29 日に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 15 条の規定に基づき、農林水産大臣から補助金の額が 99,913,000 円に確定した旨の通知を受けた。

認定供給確保事業者に対する助成金の交付を行うに当たっては、認定供給確保支援事業者からの交付申請の受付・審査、交付決定や交付決定後の備蓄を行った月の備蓄数量、助成金額の確認を行うとともに、認定供給確保事業者への指導・監督を通じ、適切な執行に努めた。その際、農林水産省と適切に連携し、認定供給確保事業者の供給確保計画の内容に基づき、適切な助成金の執行を行うよう留意した。最終的に、6 件の肥料原料備蓄の取組に対し、542,023,145 円の助成金を支出した。

(2) 肥料等の安定供給確保に関する情報の収集及びそれに附帯する業務

令和5年度においては、農林水産省との調整の上、以下を実施した。

① 肥料原料の国際市況や需給動向に関する調査

海外の肥料専門情報誌と契約して日報・週報ベースで情報を収集して農林水産省と共有、また、主要肥料製造事業者・主要肥料原料輸入事業者を招集して農林水産省との情報交換会を3度におわたって実施し、肥料安定供給に関連する各種情報の官民共有を図った。

② 国内資源の代替や利用拡大に関する調査

以下3点の課題につき、公募を経て調査委託先を選定し、調査を開始した（令和6年6月に調査完了予定）。

- ・メタン発酵消化液の肥料利用の促進のための調査・分析
- ・国産肥料原料となる過りん酸石灰・硫安・尿素の国内製造設備の現状と将来展望
- ・下水汚泥焼却灰の肥料利用可能性検討のための成分分析及び肥効調査

(3) 肥料等の安定供給確保を図ろうとする者の照会及び相談並びにそれに附帯する業務

令和5年度においては、本法人における肥料安定供給確保支援室内に設置した相談窓口を適切に運用し、法第9条第1項の認定を受けた認定供給確保事業者のみならず、認定を受けていない肥料関係事業者も含め、肥料等の安定供給確保を図ろうとする者による照会や相談に対応した。

3. 事業の目標・計画

主要な肥料成分の供給源であり、安定供給確保の必要性が高いりん酸アンモニウム及び塩化カリウムについて、需給がひっ迫した場合にあっても肥料の国内生産を継続し得る体制を構築するため、肥料関係事業者による備蓄への支援を行い、令和9年度までに、年間需要量の3か月分に相当する数量を恒常的に保有する体制を構築し、肥料の安定供給確保を図ることを目標とし、そのために必要な肥料等に係る安定供給確保支援業務を実施することとしている。

これを踏まえ、令和5年度においては、2.に記載のとおり、基金の造成や助成金の交付、情報収集業務、照会・相談対応等を適切に実施した。

4. 実施体制

理事長の指導監督の下、安定供給確保支援業務を統括する専任部署として設置した肥料安定供給確保支援室において、加藤専務理事を統括責任者とし、令和5年度から新たに就任した春日専務理事及び新たに雇用した職員とともに、安定供給確保支援業務を実施した。

なお、当該業務を通じて知り得た秘密その他当該業務で得られた情報（以下「秘密等」という。）を適切に管理するため、肥料安定供給確保支援室における統括責任者である加藤専務理事を情報管理責任者として、本法人の情報管理規程における規定に基づき、秘密等の管理のために必要な措置を講ずる体制を整備している。

## 5. 基金の管理・運用方法

安定供給確保支援業務に係る会計については、既存業務の経理とは区分した上で、法第 36 条及び第 38 条の規定に基づき区分して整理し、その収支の状況は帳簿にて明らかにしている。なお、共通経費については、その性質又は目的に従って区分するものとし、公益法人会計基準に基づき従事割合により各事業に按分して算出することとしている。

基金の運用は、法第 34 条第 4 項の規定に基づき、元本の償還の確実性及び認定供給確保事業者に対する適時かつ適切な支援が確保される方法により行うこととしている。また、基金の運用によって生じた利子その他の収入金に相当する金額は、基金に充てるものとしている。具体的な運用は、法第 34 条第 4 項第 2 号の規定に基づく内閣総理大臣及び農林水産大臣が指定した安定供給確保支援法人に係る主務大臣の定める金融機関を定める件（令和 5 年内閣府・農林水産省告示第 1 号）に基づき、農林中央金庫（本店）とし、これに加えてみずほ銀行（神田支店）に普通預金口座を開設し、基金専用の口座としている。